

学校法人日本大学役員報酬基準

〔令和2年3月13日制定
令和2年4月1日施行〕

(趣 旨)

第1条 この基準は、学校法人日本大学役員報酬等に関する規程（以下「規程」という）第3条に基づき、学校法人日本大学の役員に対する報酬基準を定める。

(報酬基準)

第2条 規程第2条第1号から第6号までに定める役員の報酬加算額は、次のとおりとする。

報酬加算額表 (単位：円/月額)						
号俸	理事長	学 長	副理事長	副学長 (専任)	副学長	常務理事
1号	1,152,000	864,000	345,600	302,400	216,000	288,000
2号	1,440,000	1,080,000	432,000	378,000	270,000	360,000
3号	1,728,000	1,296,000	518,400	453,600	324,000	432,000
4号	2,016,000	1,512,000	604,800	529,200	378,000	504,000
5号	2,304,000	1,728,000	691,200	604,800	432,000	576,000
6号	2,592,000	1,944,000	777,600	680,400	486,000	648,000
7号	2,880,000	2,160,000	864,000	756,000	540,000	720,000

2 前項に定める役員ごとの加算額は、当該役員の職責、負担度等を総合的に勘案し、理事会の議を経て決定する。

3 規程第2条第7号に定める役員の報酬額は、月額100万円とする。

4 規程第2条第8号から第10号までに定める役員の報酬額は、次のとおりとする。

報酬基準表 (単位：円)	
区 分	報 酬 額
① 理 事	年額 3,456,000
② 監 事	年額 6,000,000
③ 理事長の代理・代行者 学長の代理・代行者	年額 1,200,000

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。